

近世京都における東本願寺寺内のプランと変容

渡 邊 秀 一

〔抄 録〕

本稿は近世東本願寺の寺内について、寛永期および元文期の絵図に基づいてその原理と都市プランの変容を検討したものである。慶長七年から建設が始まる古寺内は南北50間、東西30間を基準とする街区を基本とし、東本願寺を中心に同心円的構造をもっていたと考えられる。これに対して、寛永18年から建設が始まる新寺内は一区画の表間口が間・半間単位の極めて計画性の高い南北50間、東西30間街区から構成されていた。古寺内も元文期においては同様の計画性を備えているが、それは新寺内建設にともなって古寺内の中部・東部まで含めた街区の改変、新寺内建設を契機とした東本願寺境内地の拡張にともなう街区の改変・整備の結果であった。

キーワード 近世京都、東本願寺、寺内町、境内町絵図、都市プラン

はじめに

寺内町研究は日本史学・考古学・歴史地理学・建築史学、そして仏教史など多方面からのアプローチによりすでに膨大な研究の蓄積がある。また、1980年代から活発になった「空間の都市史」研究の流れの中で、建築史学を中心に寺内町の復元的な事例研究もなお進行している。しかし、既往の寺内町研究は15世紀末、あるいは16世紀初期に形成された中世寺内町を考察の対象としたものが中心になっている。もちろんその中には「近世」という時間枠の中で論じたものもあるが、多くが中世寺内町に起源をもつ都市の近世的変容を考察したもので⁽¹⁾、近世に入って建設された寺内町を対象としたものではない。近世に入って新たに建設された寺内町そのものが稀である。したがって、近世寺内町に関する既往研究も数少なく、管見のかぎりでは天満寺内町を対象とした伊藤毅⁽²⁾と、西本願寺寺内町について論じた千葉乗隆⁽³⁾の論考があるにすぎない。

近世に入って京都は六条通以南に西本願寺、東本願寺が相次いで建設され、ともに寺内を形成した。東西本願寺の寺内は洛外ではあるが、洛中並みに扱われて、近世京都の市街地形成に

大きな役割を果たした。さらに、天満寺内町のプランは京都や伏見、さらに大坂など豊臣秀吉の都市建設で用いられた街区寸法を採用し、天満から移転した西本願寺寺内の都市プランはその天満寺内町に類似していると伊藤は指摘している⁽⁴⁾。こうした京都の都市史上の重要性だけでなく、天満寺内町に続いて建設された寺内という点で東西本願寺寺内の都市プランや都市構造を明らかにすることは、寺内町の近世的変容を考える上で重要な意義をもつといえよう。

本稿が考察対象とする東本願寺寺内についていえば、慶長7（1602）年に教如が東六条に土地を得て成立し、次いで寛永18（1641）年に東洞院東街区地尻から土居までの土地を徳川家光の寄進によって獲得し、成立した。したがって、東本願寺寺内のプランには天満寺内町や西本願寺寺内のように豊臣秀吉による都市計画や都市政策の直接的影響を考慮する必要はない。しかし、天満寺内町は教如がかつて本願寺法主として過ごした寺内町であり、そのプランを熟知していたと考えるべきであろう。教如を通して天満寺内町と慶長7年から建設が始まった東本願寺古寺内がどのように関わりあっていたのかは、検討を要する点である。さらに、寛永18年から建設が始まった新寺内のプランに関する検討とともに、新寺内の建設が及ぼした古寺内への影響、すなわち古寺内におけるプランの変更や新寺内を加えた東本願寺寺内全体の構造も検討すべき点である。

そこで、以下では古寺内・新寺内のプランと、新寺内建設に伴う古寺内のプランの変更に焦点を当てて検討を進めていく。古寺内のプランについては新寺内建設以前の状況を記録している宮内庁所蔵の「洛中絵図」（以下、寛永洛中図と略す）⁽⁵⁾を主な資料として用いる。絵図の記載から町単位あるいは屋敷地単位で詳細に考察することは困難であるが、道幅や街区幅の記載があるため、街区レベルで都市プランを検討することは可能である。また、新寺内建設以降については、古寺内を描いた元文3（1738）年6月「御境内町絵図」（東本願寺所蔵）、および新寺内を描いた元文5（1740）年6月「御境内町絵図」（大谷大学博物館所蔵）の二舗を使用する。筆者は既に近世東西本願寺の寺内について若干の考察を加えているが、東本願寺寺内に関しては古寺内の検討にとどまっていた⁽⁶⁾。その後、元文5（1740）年6月「御境内町絵図」（大谷大学博物館所蔵）の所在が確認され、これについて報告も行なったが⁽⁷⁾、両図をあわせた東本願寺寺内の検討は行なっていなかった。

1. 寛永期の東本願寺寺内

（1）寛永洛中図の資料的検討

慶長7年に教如が徳川家康から寄進された東六条の地（古寺内）は、東西が新町通東側地尻から東洞院通東側地尻西、南北が魚棚通南側から七条通南側地尻までである（『表処置録』）⁽⁸⁾。図1は寛永洛中図に基づき、古寺内と周辺地域の街区・街路、記載された街区幅・街路幅を示したものである。寛永洛中図は市街中心部に比べ周辺部でゆがみが大きく、街路幅等の数値

にも誤記があるといわれている⁽⁹⁾。古寺内の範囲に限ってみても、街区幅の数値に不自然な部分がある。

その一つがA街区東辺の「25間」である。A街区は北を東寺内魚ノ棚通、南を梅小路通に限られているが、同じ列のB街区は南北36間2尺5寸である。このB街区の南北幅は西のC・D街区の南北幅に2間半の街路幅を加えた36間にほぼ等しい。また、東寺内魚ノ棚通は烏丸通との交点で遠見遮断のように矩形に曲がっていて街区の南北幅が異なるが、寺内北限（六条川）と梅小路通間の距離はほぼ一致するはずである。したがって、計算上のA街区の南北幅は計算上34間2尺5寸ということになり、9間2尺5寸の不足が生まれていることになる。また、E街区は北を梅小路通、南を太鼓番屋筋に限られ、太鼓番屋筋に面して30間、室町通に沿って23間と記載されている。E街区の東西幅に大きな疑問はないが、南北幅は同じ列の街区と大きな差がある。東隣の街区の南北幅は53間4尺5寸である。これらの街区と比べると、E街区の南北幅は30間4尺5寸も短くなっている。

同様なことが寺内南部の記述にも見られる。H街区は南北92間と記載されているが、東洞院通をはさんで向かい合う街区（F・G）に阿弥陀堂筋の街路幅3間半を加えた合計は約114間である。ここでは約22間の不足が生じている。

こうした街区幅の不足を誤記と考えることも可能であろう。しかし、宮内庁所蔵の洛中絵図はもともと中井家所蔵の下絵図、それも誤記の修正を済ませた最終段階の下絵図であったと言われている⁽¹⁰⁾。寛永洛中絵図が修正を済ませた最終段階の下絵図であるという点を認めるならば、街区幅の不足は誤記ではなく、別の意味があったと考えるべきであろう。そこで注目されるのがA街区で発生した9間2尺5寸の不足分で、この南北の不足分の長さが東寺内魚棚ノ通北街区における烏丸通以西の南北幅の9間半と極めて近い数値になっていることである。洛中絵図における1間は6尺5寸であるから、その差はわずかに7寸5分にすぎない。そして、東寺内魚棚ノ通に沿った街区の南北幅からそこには両側町が形成されていたと考えられることから、烏丸通以東の東寺内魚棚ノ通南街区にもA街区を含めて南北幅9間2尺5寸の町並が形成されていた可能性が出てくる。一方、寺内南部については、以下のように考えることができる。図中の御影堂筋はその位置から現・中珠数屋町通に該当する。中珠数屋町通から92間分（約181m）を南にとると、皆山町・塩屋町と七条通りに両側町を作った材木町との町界にほぼ達する。寛永洛中図ではH街区が七条通にまで達していることから不足した22間は七条通りに表を向ける町であった可能性があるということである。

寛永洛中図に記載された数値には周辺街区の街区幅に不整合がしばしばみられるが、以上の結果を踏まえれば、すべてが誤記によるものではなく、同一方向に表を向ける部分の長さを示したものと考えるべきものを含んでいる。以上の点から、E街区の南辺30間に対して西辺23間という記載も、南に表を向ける屋敷地の表間口合計が30間であり、西辺の23間は西に表を向ける屋敷地の表間口合計が23間であったという意味に理解することができる。同様に、H街区に

おける不足分22間も裏行部分であったため算入されなかったと考えられるのである。

(2) 寛永洛中絵図からみた古寺内のプラン

寛永洛中図は街区構成を示してはいるが、屋敷地の表の向きなど通りを軸とした構成については記録していない。そこで、前項の検討を踏まえつつ、東寺内（古寺内）の構成を概観すると、以下のように指摘することができる（図2）。

- ① 天満寺内町に倣っていえば、東寺内は東西5町、南北6町からなる。
- ② 街区の基本は、東西30間、南北50間である。ただし、烏丸通・諏訪町間のように、一部に変形街区が存在する。
- ③ 街路を軸とした町構成は、街区の短辺を裏行とする慣例から、南北方向の両側町が卓越する。

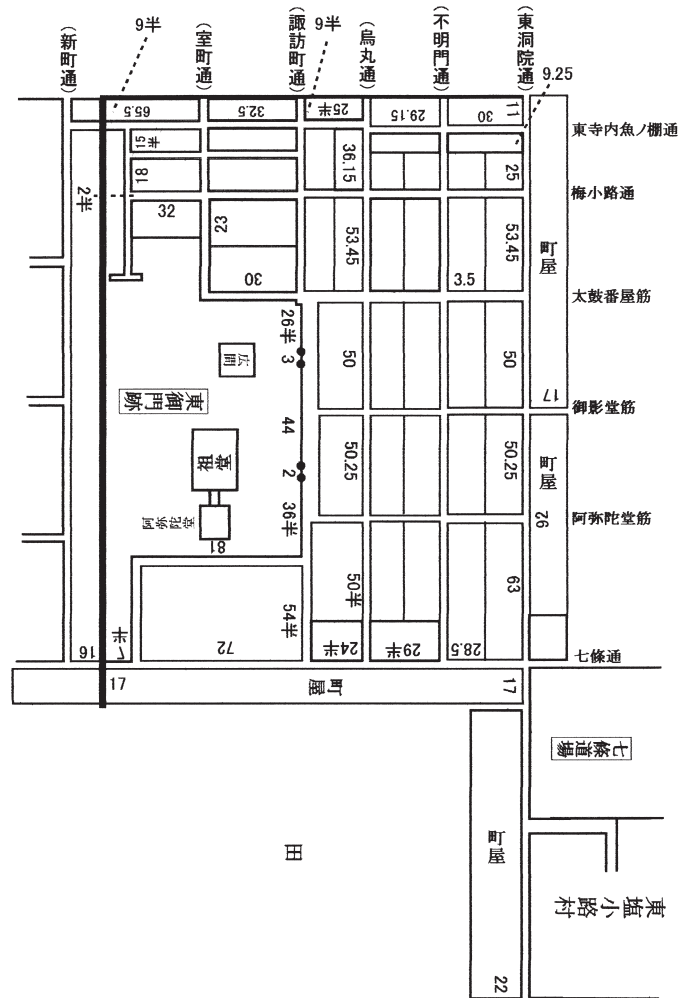


図2 寛永期の東本願寺寺内（古寺内）のプラン

注1) 図中の文字は作図のため記載位置を変更した部分がある。
 2) 街区幅の数値は一部省略した。
 3) ()内は筆者による。

伊藤は東西7町・南北5町からなる天満寺内町は東西20間、南北60間の長方形街区を基本とし、北部の2町と南部の3町は街区構成の原則が異なっていたと指摘している⁽¹¹⁾。天満寺内町に比べると南北の町数が少なく、街区の南北幅も10間短くなっている。逆に、街区の東西幅は10間長くなっているが、これは東寺内の街路がその北に広がる京都市街地を南北に走る街路の延長部分に当たり、街区の東西幅が京都市街地に規制されたためであろう。しかし、南北50間を採用した理由は明らかではない。また、東寺内には明確な南北の構成原理の違いは見られない。むしろ、東本願寺を核にした同心円の構造の存在をうかがわせている。すなわち、東本願寺の東面・北面・南面を囲む街区には東本願寺と対向する片側町があったと推定されるのである。東本願寺東面の街区は東西幅が約20間である。西本願寺東面街区の作り方⁽¹²⁾や後年の東寺内における東面街区の形態から考えて、片側町であったと推定できるのである。また、北面の街区は図1のE街区のように、東本願寺に対向する屋敷地が想定でき、南面に対向する街区は東西72間、南北54間半で、南北に街区の短辺があることから、東西方向に並ぶ屋敷地をつくっていたと推定できる。

東西方向に並ぶ屋敷地はこの他に東寺内北部の東寺内魚ノ棚通、南部の七条通に見られる。東寺内魚ノ棚通は近世京都市街南部の魚棚として知られている。また、七条通南街区は東洞院通東街区とともに裏行17間で、両街区とも寛永洛中絵図には「町屋」の記載がある。町屋と記載すべき街区は他にもあったと思われるが、30間×50間の南北に長い街区部分を魚ノ棚通とともに囲い込むように配置されている点が大きな特色である。

2. 元文期新寺内のプラン

(1) 「御境内町絵図」の記載事項

新寺内の様子を示す資料は極めて稀である。とくに新寺内の地図類の存在はほとんど知られておらず、その意味で大谷大学博物館が所蔵する「御境内町絵図」（以下、新寺内絵図）は極めて貴重である。当該絵図は元文5（1740）年6月の年紀をもつが、「寛永十六年 御拝領新御寺内絵図」と記載した貼紙がある。新寺内の土地が寄進されたのは寛永18年であるから、この記述は誤りである。これより2年前の元文3（1738）年6月の年紀をもつ東本願寺所蔵の「御境内町絵図」（以下、古寺内絵図）にも同様の貼紙があり、「慶長七年 御押領古御寺内絵図」と記載され、古寺内絵図・新寺内絵図の双方に当該絵図の作成にかかわった奉行の鈴木修理、さらに木村弥三左衛門・福岡佐右衛門の名が記載されている。したがって、古寺内絵図と新寺内絵図は元文期に作成された一連の絵図である。ただ、貼紙の位置が古寺内絵図では絵図の裏で、新寺内絵図は絵図の表と異なっているだけでなく、新寺内絵図は古寺内絵図とかなり紙質の違う薄い紙を用いている。こうしたことから、新寺内絵図は写しではないかと思われる。元文期にこれら二舗の絵図が作成された事情は、現時点では明らかではない。しかし、絵図の

表1 古寺内絵図・新寺内絵図の区画数

| | 古寺内絵図 | 新寺内絵図 | 計 | |
|-------|-------|-------|------|-----|
| 総区画数 | 579 | 484 | 1063 | |
| 本願寺関係 | 御屋敷地 | 4 | 9 | 13 |
| | 御幸殿 | 2 | 0 | 2 |
| | 用水屋敷地 | 0 | 1 | 1 |
| | 寺院地 | 29 | 23 | 52 |
| | 輪番所地 | 1 | 0 | 1 |
| | 学寮 | 0 | 1 | 1 |
| | 御分会所地 | 1 | 0 | 1 |
| | 有姓者地 | 75 | 26 | 101 |
| 計 | 112 | 60 | 172 | |
| 町関係 | 町会所地 | 8 | 7 | 15 |
| | 商工業者地 | 458 | 408 | 866 |
| | 火間道 | 0 | 7 | 7 |
| | 計 | 466 | 422 | 888 |
| その他 | 0 | 1 | 1 | |
| 不明 | 1 | 1 | 2 | |

注1) 区画数には東本願寺は含まれていない。

2) 寺院には三十日番3区画を含む。

記載内容は二舗とも屋敷地一区画ごとの表間口間数と屋敷地所有者であり、検地あるいはそれに類する屋敷地調査の結果を図示したものと考えられる⁽¹³⁾。

新寺内絵図に描きこまれた屋敷地は484区画（東本願寺を除く）である⁽¹⁴⁾。屋敷地所有者の属性によってその内訳を示したものが表1である。なお、表1には新寺内の特色を示すために、古寺内の内訳を併記している。これによれば、東本願寺関係の区画は60区画で、そのほとんどを寺院地・有姓者地が占めている。有姓者には「下間大蔵卿」が含まれ、寺内絵図作成に関わった奉行以下3名の名も確認できることから、有姓者は東本願寺家臣であると考えられる。寺院地は両寺内で大きな差はな

いが、有姓者地は古寺内75、新寺内26と圧倒的に古寺内が多い。ただし、記載事項は屋敷地の所有者であり、寺院地に寺院が存在し、有姓者地に有姓者が居住しているとは限らない。

代わって、新寺内で目立つのは9区画の「御屋敷」の存在である。この中には御隠居御屋敷（現・涉成園）、皆山亭が含まれている。古寺内の御屋敷と比べて、新寺内の御屋敷には二つの特色がある。その一つは表間口の小さい御屋敷が多いことである。古寺内の御屋敷地4区画の表間口は22間、21間1尺1寸、12間2尺3寸と大きく、1区画だけ5間半の小さな区画を含んでいる。これに対して、新寺内では36間7寸（のちの高倉学寮用地）・12間1尺8寸の区画もあるが、4区画が4間～7間と小規模である。二つ目の特色は、古寺内の御屋敷にはすべて表間口が記載されていたのに対して、御隠居御屋敷・皆山亭と、御隠居御屋敷に向かい合う皆山亭西隣の御屋敷の3区画には表間口の記載がないことである。御隠居御屋敷・皆山亭の表間口は意図的に記載しなかったものと考えられるため、同じ御屋敷でも二つのかたちがあったとみてよかろう。なお、表間口の記載がない区画には他に学寮・御文会所がある。

町関係の区画で新寺内を特徴づけているのは「火間道」7区画の存在である。この7区画はすべて河原町通以東の街区に見られるもので、間口は6尺5寸から4尺までの狭小な区画である。「火」の字を用いているものの防火帯としては狭小で、しかも屋敷地の並び中に散在している。こうした位置・分布からみれば、火間道とは「隙道」すなわち、屋敷地間の通路的なものであったと考えるべきであろう。

（2）元文期新寺内のプラン

図3は新寺内の街区を示したものである。新寺内の中心をなす区画は「御隠居御屋敷」で、表を南に向け、西側に屋敷地が並ぶ。残る東・北・南の三方は街路をはさんで屋敷地に対向しているが、南側に表間口間数の記載がない御屋敷・皆山亭、北側には勝福寺・法順寺・法輪坊などの寺院地と「開演院殿・諦住院殿」の屋敷地が並んでいる。これらは片側町で、御隠居御屋敷を囲みこむように配置されている。両側町が展開するのはその背後の街区からである。

新寺内絵図には裏行の記載がなく、また表間口の記載がない街区もあるため、街区幅を示すことができない部分が多い。新寺内のうち、間之町通・河原町通を軸とする街区は、御隠居御屋敷との関係から35間・36間の街区を含むが、東西街区幅の基本は約30間である。その裏行は15間で、間之町通西街区の東西幅も約15間であることから、間之町西街区から河原町西街区まで統一的な基準に従って町割されたと考えられる。河原町通以東になると東西26間、片側東西10間と順に小さくなっていく。

一方、街区の南北幅を見ると、六条通を境に南側で計画性が高くなる。六条通から万年寺通までは41間であるが、万年寺通から七条通まではほぼ50間で区画されたとと思われる。上珠数屋町通から下珠数屋町通までは絵図中の記載から南北街区幅を算出することはできないが、上珠数屋町通が寛永洛中図における太鼓番屋筋に当たり、下珠数屋町通が同じく阿弥陀堂筋に当たることから、南北50間の街区が並んでいたとことがわかる。また、下珠数屋町通から七条通までは間之町通から土手町通東の間に内浜が入り込み、御屋敷が並ぶため、この間の南北幅を新寺内絵図から把握することはできない。しかし、現在の当該地区の南北幅は約100mであり、ほぼ50間の南北幅をもつ街区があったと推定できる。

六条通以南における計画性の高さは、各区画の表間口間数にも表れている。図3では街区を構成する区画の表間口がすべて間単位である場合を「完数値の区画で構成された街区」とし、また街区のうちの数区画が半間、あるいは不規則な間口をもつものの、全体として計画性が高いと認められる街区を、「一部を除き、完数値の区画で構成された街区」として示した。前者に該当する街区は六条通から万年寺の間、下珠数屋町通から七条通の間に多い。また、後者は万年寺通から上珠数屋町通の間、そして河原町通以東の街区に多く見られる。河原町通以東の街区は「火間道」を含む街区があるが、「火間道」を除けば完数値の区画で構成された街区になる。以上のように、極めて計画性の高い新寺内の中で、間之町通西街区だけは表間口間数が不規則になっている点が注目される。この点については次章で触れる。

以上の検討の結果、新寺内は構造的にもプランの上でも古寺内に類似し、あるいは密接な関係をもっていたことが確認できた。新寺内の中心である御隠居御屋敷は古寺内の東本願寺と表の方向こそ異なるが、その周囲に両側町が展開する構造であった。ただ、古寺内では寺内域の周辺部にさらに南北方向の街区を三方から囲む街区が配置されていたが、新寺内にはそれに該当するものはない。また、古寺内における南北50間の街区幅をプランの中心に据えて新寺内の

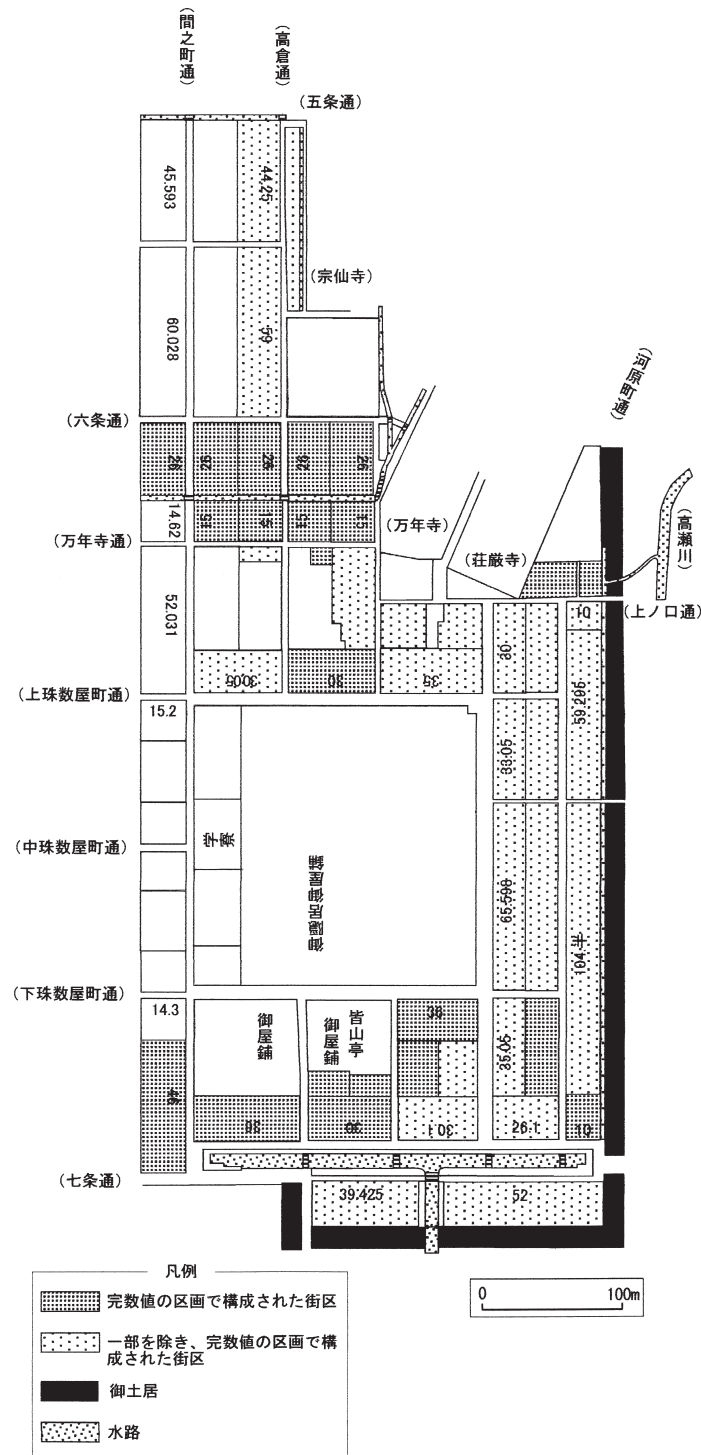


図3 東本願寺新寺内の街区（「東本願寺御境内町絵図」トレース図）
注 図中の（ ）内は筆者による。

中心に当たる御隠居御屋敷とその周辺地区を計画し、街区の東西南北幅も古寺内と同じ30間を基本としていた。

3. 古寺内プランの変容

（1）古寺内絵図からみたプラン

寛永14年から約100年後の古寺内の様子が古寺内絵図に残されている。この間に新寺内が加わり、宝永大火などを経て古寺内も寛永14年当時の姿そのままではない。図4は元文期における古寺内の表間口の方向から見た街区とその街区幅を示したものである。検討の必要上から、新寺内の間之町通西街区の一部も合わせて示してある。

元文期の古寺内は中心となる東本願寺が表を烏丸通に開き、烏丸通をはさんで南北50間余りの街区と対向している。この南北街区は御屋敷と本願寺家臣団の屋敷地である。東本願寺に対向する街区は他に東本願寺南隣の東西に長い街区だけで、北側に対向する街区はない。南北50間規模の街区は北端から下珠数屋町通の間、烏丸通以東に分布し、東西幅もほぼ29間代で、寛永期の古寺内に見られた50間×30間の基本形がほぼ維持されている。

元文期の古寺内で注目されるのは南北街路を軸に形成された古寺内の中にあつて、東西街区が魚ノ棚通・七条通のほかに、上珠数屋町通・中珠数屋町通・下珠数屋町通にまで広がっている点である。上珠数屋町通は御隠居御屋敷の北側に、下珠数屋町通は同じく南側に延びる街路で、新寺内の成立あるいは御隠居御屋敷の存在から東西方向の行き来が活発化し、古寺内の街区方向にも影響を及ぼしたと思われる。なかでも中珠数屋町通にある廿人講町では背割線が直線的に走っていることから、計画的に形成されたと考えられる。

その中珠数屋町通の街区の表間口の記載の中に「一小間」という表記が散見する。図4によると「小間」は9街区で使用されているが、東洞院通から間之町通の間で4か所にもなる。小間とは「江戸時代、江戸の町民に対して公役を賦課するための基準として定められた敷地面積の計算単位」と説明されるが⁽¹⁵⁾、ここでの使い方はそれらのものとは異なり表間口に用いられた表現である。新寺内の間之町中珠数屋町西街区に「14間半2小間」という表記があることから、1小間とは半間未満の長さと考えてよい。図4によれば、下珠数屋町通北街区東西15間が中珠数屋町通南街区では14間半2小間である。対向する街区の幅は必ずしも一致しないが、15間=14間半2小間であれば、1小間は1/4間であることになる。間・半間・1小間（1/4間）という間を基本単位とした表記も高い計画性の現われと見ることができよう。

（2）古寺内街区の変容

図5は古寺内における街区の計画性について示したものである。新寺内のように完数値の区画のみで構成される街区は存在しない。しかし、一部を除けば完数値で構成された街区とみなすことができる街区、すなわち計画的に屋敷割された街区が多数あり、しかも上珠数屋町通以

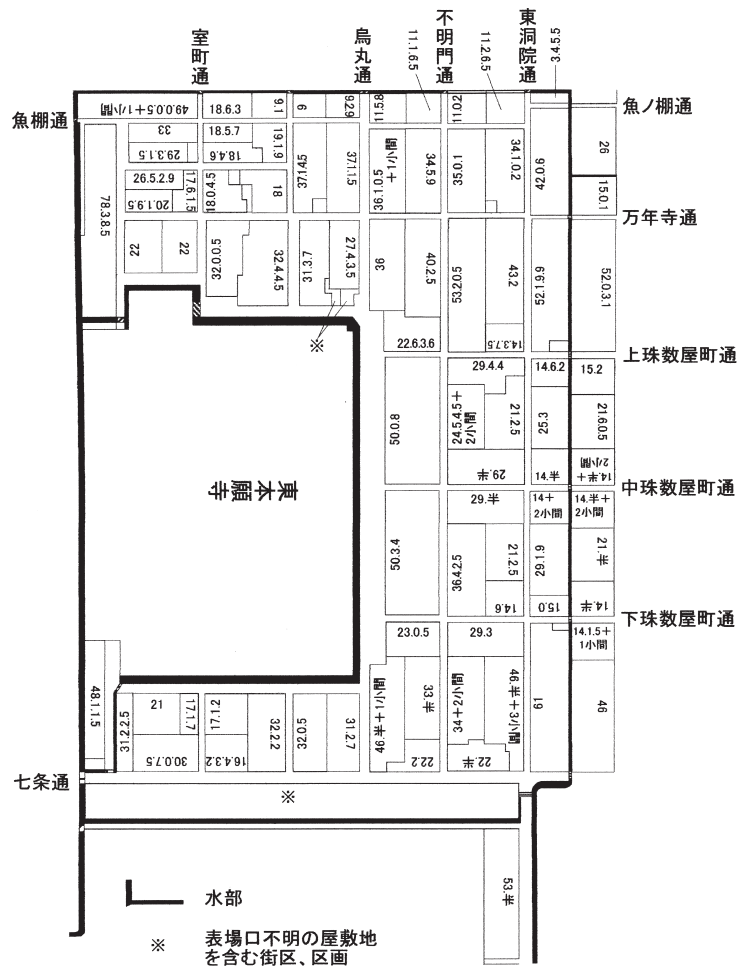


図4 東本願寺寺内街区の表間口間数

- 注1) 図中の表間口間数は堅田理による翻刻(2007、2008)を一部修正して算出した。
 2) 数値の記載方向は表方向を示す。
 3) 図中の空白の区画は表間口間数の記載を省略してある。

南の街区がそのほとんどを占めるという偏りをみせている。

寛永期の屋敷割が不明であるため、この計画的な屋敷割とそれらからなる計画的街区の設定がいつ実施されたのかははっきりしない。また、同じ理由から、「一部を除けば完数値で構成された街区」に入らない街区の内、とくに不規則になっている古寺内北西部の街区が、寛永期の段階でその他の街区の街区幅の数値に比べてとくに計画性を欠き、屋敷割も同様に乱れていたとも言いきれない。ただ、元文期においても古寺内北西部の街区幅と街区を構成する区画の表間口に計画性が見いだせない。街区幅に計画性がみられないという点からみれば、元文期における古寺内北西部街区には、寛永期の不規則な状態が残っていたと考えることができる。こうした理解が認められるならば、その他の街区で「完数値で構成された街区」に近い計画的な屋敷割をもつようになったのは寛永14年以降に改変され、変容した結果であるということができる。

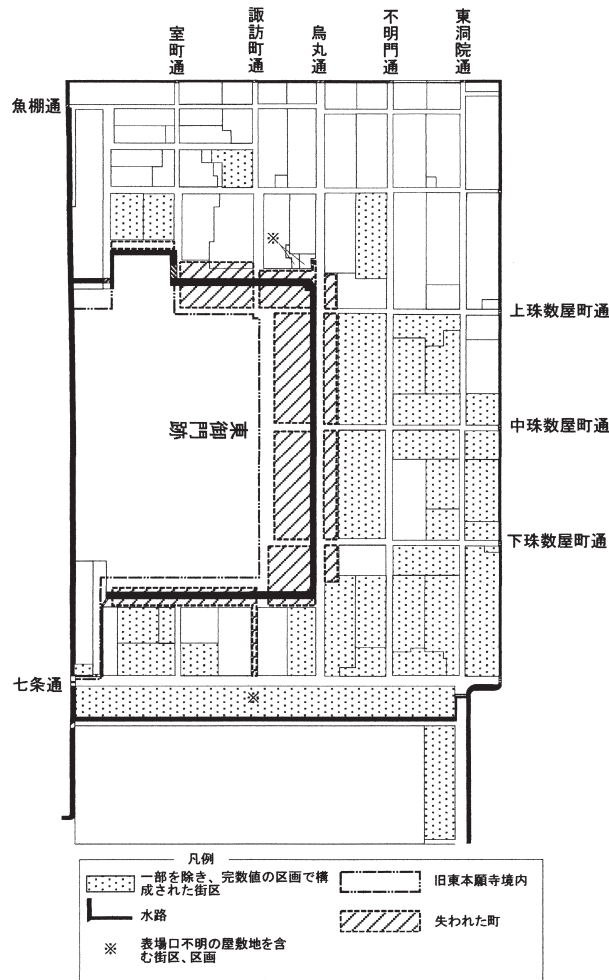


図5 東本願寺古寺内の計画性
 (東本願寺所蔵「御境内絵図」による)

注 七条通南街区には表門口未記入の区画が一区画あるが、間単位、半間単位の区画が多数を占めるため、「一部を除き、完数値の区画で構成された街区」に含めた。

街区幅および区画の改変を促す要因としては、二つのことが考えられる。その一つは高い計画性をもつ新寺内の建設である。図1にあるように、寛永14年段階における古寺内東辺の不明門通と東洞院通に東西を限られた街区は七条通沿いの28間5尺から北端の30間まで徐々に広がっていく。元文期においても南より北で街区の東西幅がやや大きくなるが、その差は1尺～2尺程度にまで縮小され、全体が29間半前後で統一されている。また、東洞院通東街区は寛永段階では17間で統一されていたが、元文期になるとほぼ15間になり、幅2間が減少している。そして、隣り合う間之町通西街区の東西幅も平均15間になっている。以上のことから、裏行15間の区画2列の東西30間で一街区とする街区形態への改変が、不明門通東街区からに間之町通西

街区かけて行われたことがわかるのである。

二つ目は東本願寺境内の拡張である。『京都坊目誌』によれば、新寺内の建設事業に続いて承応元（1652）年に御影堂の改築が開始され、寛文7（1667）年には阿弥陀堂の改築が始まり、元文4（1739）年には大門が完成する⁽¹⁶⁾など、17世紀前半から90年近くにわたって東本願寺の改築作業が進行していた。こうした一連の改築作業の中で東本願寺境内の拡張が進み、それにともなって古寺内街区の改変・整備が進んだのである（図5）。寛永期に東本願寺の表と対向していた街区は完全に新境内地の中に組み込まれ、新たには烏丸通～不明門通間に東本願寺と対向する街区が形成されている。また、南側への大きな拡大はなかったものの、旧本願寺南街区は南北街区幅を54間半から31間2尺7寸へ23間余り縮小し、北側では万年寺通に面した街区が21間余も街区の南北幅を縮小させることになった。これにともなって、東本願寺の東・北・南の3面で旧街区の改変による新たな街区設定が行われたのである。

東本願寺のこうした境内地拡張は新境内予定地からの居住者の移転を引き起こすだけでなく、その移転を契機とした、2次・3次の移転まで引き起こしたと思われ、大量の移転者と移転地を必要としたはずである。こうした境内地の拡張と居住者の移転は、新たな移転先の確保ができて始めて可能になることである。新寺内の建設はそうした移転先の確保という意味をもってはならず、東本願寺境内地の拡張そのものも新寺内の建設と深いかかわりをもちながら進んだといえよう。

おわりに

本稿では慶長7（1602）年に建設が始まった東本願寺寺内（古寺内）のプランの特色と、寛永18（1641）年に建設が開始された新寺内のプランの特色を検討し、元文3年の古寺内絵図の検討から古寺内のプランがどのように変化し、またその変化が新寺内の建設とどのように関わっていたのかを考察してきた。この検討を通して知り得た点は、以下の通りである。

1. 寛永期の古寺内はほぼ南北50間、東西30間を基本とする街区で構成されていた。この基本街区の規模は天満寺内町のものとは明らかに異なっていた。東西の街区幅は京都の既存市街地に規制されたものと考えられるが、50間の南北幅が採用された理由については検討課題として残った。
2. 新寺内は古寺内と同様に南北50間、東西30間を基本とする街区で構成されていた。とくに特徴的な点は完数値の表間口をもつ区画で構成された計画性の極めて高い街区が新寺内の西部から中央部に広がり、それに近い計画性の高い街区が新寺内東部を中心に広がっていたことである。
3. 計画性の高い新寺内の建設にともなって、古寺内東部・中部の街区も新寺内に準じる計画性をもった街区として改変された。

4. 新寺内の建設と平行して東本願寺境内地の拡大が進み、境内地周辺の街区の改変・整備が進んだ。
5. 東本願寺境内地の拡張には旧居住者の移転先の確保が不可欠であり、新寺内はその移転先として市街地の形成が進んだ可能性がある。

以上の結果から、東本願寺寺内は寛永18年の新寺内建設開始を契機に、東本願寺境内・古寺内を含む東本願寺寺内全体の改変・再構成が計画され、実行されたように思われる。しかしながら、古寺内・新寺内それぞれの構造や変容、また東本願寺寺内全体としての構造については検討不十分のまま残されている。今後の課題の一つとしておきたい。

〔注〕

- (1) 例えば、岩波由佳・日向進（1998）「畿内における寺内町の近世的変容」京都工芸繊維大学工芸学部研究報告 人文47, pp91-113. 岩波由佳（2001）「近世期における寺内町の町構造の変容について—和泉国貝塚寺内町を事例として—」『日本建築学会計画系論文報告集』546, pp223-229. など。
- (2) 伊藤毅（1987a）「摂津天満本願寺 寺内町の構成（上）—寺内町の位置、規模、街区構成について」『日本建築学会計画系論文報告集』371, pp.119-125. 同（1987b）「摂津天満本願寺 寺内町の構成（中）—豊臣秀吉による寺内町支配とその意味—」『日本建築学会計画系論文報告集』376, pp.130-136. 同（1987c）「摂津天満本願寺 寺内町の構成（下）—寺内町の内部構成と天満組の成立—」『日本建築学会計画系論文報告集』380, pp.125-134.
- (3) 千葉乗隆（2001）「近世本願寺寺内町の構造」『千葉乗隆著作集第三巻 真宗の組織と制度』、法蔵館 pp.395-421. なお、本論文の初出は、1965, 竜谷史壇55, pp.12-29.
- (4) 前掲(2), 1987a, pp123.
- (5) 宮内庁所書陵部編（1969）『洛中絵図』、吉川弘文館。
- (6) 渡邊秀一（2007）「京都東西本願寺門前町の形成過程と変容—近世寺内町から近代門前町へ—」（河村能夫編『京都の門前町と地域自立』晃洋書房, 所収）pp.22-57.
- (7) 渡邊秀一・堅田理（2008）「『東本願寺御境内町絵図』について」京都学術共同研究機構紀要—2007年度共同研究プロジェクト研究成果報告—, pp31-45.
- (8) 村上昭春氏所蔵『表処置録』
- (9) 石田孝喜（1977 a）「近世初期洛中絵図についての考察（一）」古地図研究8-8, pp2-7. 同（1977 b）「近世初期洛中絵図についての考察（二）」古地図研究8-10, pp6-11. 同（1978）「近世初期洛中絵図についての考察（三）」古地図研究8-11, pp6-10.
- (10) 前掲(5), 洛中絵図解題, pp1-5.
- (11) 前掲(2), 1987 a, pp127.
- (12) 前掲(6), pp25-28.
- (13) 前掲(6), pp28-29.
- (14) 前掲(7), pp32.
- (15) 国史大辞典編集委員会編（1985）『国史大辞典 6』吉川弘文館, pp1.
- (16) 『京都坊目誌 下巻』第三十学区（新修京都叢書刊行会編（1970）『新修京都叢書第21 京都坊目誌5』）臨川書店, pp406-409.

（わたなべ ひでかず 人文学科）

2009年10月13日受理